

※下線は補償金制度あり

※条文は令和4年1月1日施行時点

(著作権関係)

- 私的使用のための複製 (第30条)
- 付随対象著作物の利用 (第30条の2)
- 検討の過程における利用 (第30条の3)
- 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用 (第30条の4)
- 図書館等における複製等 (第31条) ※令和3年改正で図書館資料の公衆送信について補償金制度創設
- 引用 (第32条)
- 教科用図書等への掲載 (第33条)
- 教科用図書代替教材への掲載等 (第33条の2)
- 教科用拡大図書等の作成のための複製等 (第33条の3)
- 学校教育番組の放送等 (第34条)
- 学校その他の教育機関における複製等 (第35条)
- 試験問題としての複製等 (第36条)
- 視覚障害者等のための複製等 (第37条)
- 聴覚障害者等のための複製等 (第37条の2)
- 営利を目的としない上演等 (第38条)
- 時事問題に関する論説の転載等 (第39条)

権利制限規定②

- 政治上の演説等の利用（第40条）
- 時事の記事の報道のための利用（第41条）
- 裁判手続等における複製（第42条）
- 行政機関情報公開法等による開示のための利用（第42条の2）
- 公文書管理法等による保存等のための利用（第42条の3）
- 国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製（第43条）
- 放送事業者等による一時的固定（第44条）
- 美術の著作物等の原作品の所有者による展示（第45条）
- 公開の美術の著作物等の利用（第46条）
- 美術の著作物等の展示に伴う複製等（第47条）
- 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等（第47条の2）
- プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（第47条の3）
- 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（第47条の4）
- 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（第47条の5）
- 翻訳、翻案等による利用（第47条の6）
- 複製権の制限により作成された複製物の譲渡（第47条の7）

権利制限規定③

(出版権関係)

- 出版権の制限 (第86条)

(著作隣接権関係)

- 放送等のための固定 (第93条)
- 放送のための固定物等による放送 (第93条の2)
- 商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等 (第94条の3)
- 商業用レコードの放送同時配信等 (第96条の3)
- 著作隣接権の制限 (第102条) ※放送の同時再送信 (第5項～第7項) に補償金制度あり